

青森市建設資材廃棄物の引渡完了報告に関する要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 3 条第 1 項及び第 3 項並びに第 4 条第 2 項の規定に基づき、建設資材廃棄物の引渡しの完了に係る報告制度を設けることにより、建設資材廃棄物の適正な処理を推進し、もって生活環境の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設資材廃棄物 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 4 号。以下「建設リサイクル法」という。）第 2 条第 2 項に規定する建設資材廃棄物をいう。
- (2) 対象建設工事 建設リサイクル法第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事をいう。
- (3) 元請業者 建設リサイクル法第 2 条第 1 0 項に規定する元請業者をいう。
- (4) 自主施工者 対象建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。
- (5) 産業廃棄物処分業者 廃棄物処理法第 1 4 条第 1 2 項に規定する産業廃棄物処分業者をいう。
- (6) 特別管理産業廃棄物処分業者 廃棄物処理法第 1 4 条の 4 第 1 2 項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者をいう。

（引渡完了報告）

第 3 条 元請業者又は自主施工者は、青森市の区域内において施工した対象建設工事に伴って生じた建設資材廃棄物について、産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者への引渡し（元請業者又は自主施工者が自らその処分を行う場合にあつては、当該処分のための事業場への搬入とする。以下同じ。）を完了したときは、その日から 2 0 日以内に、次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

- (1) 対象建設工事の名称
 - (2) 対象建設工事の場所
 - (3) 対象建設工事の種類
 - (4) 対象建設工事の規模
 - (5) 対象建設工事に係る建設リサイクル法第10条第1項の規定による届出に係る年月日
 - (6) 建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者への引渡しを完了した年月日
 - (7) 建設資材廃棄物の種類ごとに、その運搬を行った者の氏名又は名称並びに産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者への引渡しに係る相手方の氏名又は名称、所在地及び引渡しをした量
- 2 前項の規定による報告は、対象建設工事ごとに、建設資材廃棄物引渡完了報告書（様式第1号）を提出することにより行わなければならない。
- 3 前項の建設資材廃棄物引渡完了報告書には、建設資材廃棄物の運搬を受託した者から廃棄物処理法第12条の3第3項の規定により送付を受けた産業廃棄物管理票の写しを複写した書面又は廃棄物処理法第12条の5第5項の規定により通知を受けた建設資材廃棄物の運搬を受託した者が当該運搬を終了した旨の報告を出力した書面を添付しなければならない。
- 4 元請業者又は自主施工者は、自らその建設資材廃棄物を運搬した場合には、前項の規定にかかわらず、当該運搬に際し運搬車に備え付けた廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第7条の2第3項第1号（同規則第7条の2の2第4項又は第8条の5の4において準用する場合に限る。）に掲げる事項を記載した書面の写しを添付するものとする。
- 5 第2項の規定による報告書の提出を電磁的方法（電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と元請業者又は自主施工者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）により行う者は、前2項の規定による書面の添付に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該報告書は、当該書面を添付して行われたものとみなす。

（引渡完了報告の催告）

第4条 市長は、元請業者又は自主施工者が正当な理由がなく前条の規定による建設資材廃棄物引渡完了報告書を提出しないときは、当該元請業者又は自主施工者に対し、期限を定めて、建設資材廃棄物引渡完了報告書を提出するよう催告するものとする。

（引渡完了報告の適用除外）

第5条 前2条の規定は、建設リサイクル法第11条に該当する対象建設工事の施工に伴って生じた建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者への引渡しについては、適用しない。

（報告の徴収）

第6条 元請業者又は自主施工者が第4条の規定による催告を受けた場合において、建設資材廃棄物引渡完了報告書を提出しなかったときは、市長は、当該元請業者、自主施工者その他の関係者に対し、当該催告に係る建設資材廃棄物に関して廃棄物処理法第18条第1項の規定に基づき報告を求めることがある。

2 第4条及び前項の規定は、廃棄物処理法第18条第1項の規定に基づく報告の徴収を妨げるものではない。

（関係者の連携等）

第7条 市長は、建設資材廃棄物の引渡しの完了に係る報告に関する事務を適切かつ円滑に行うことができるよう関係地方公共団体、対象建設工事に係る関係団体その他の関係者との連携の強化を図るとともに、建設資材廃棄物の適正な処理を推進するため、対象建設工事を施工する者等の意識の啓発を図るよう努めるものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、建設資材廃棄物の引渡しの完了に係る報告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（実施期日等）

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、対象建設工事の施工に伴って生じた建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者

への引渡しであって、同日以後に完了するものについて適用する。

附 則

（実施期日）

この要綱は、令和３年９月１日から実施する。

附 則

（実施期日）

この要綱は、令和７年６月１６日から実施する。

(表 面)

年 月 日

電話番号

対象建設工事の概要	名 称				
	場 所				
	種 類 及 び 規 模	☐ 建築物に係る解体工事 ☐ 建築物に係る新築又は増築の工事	工事対象床面積の合計 m ²		
		☐ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの ☐ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等	請負代金 円		
建設リサイクル法の規定による届出（受理）年月日及び受理番号		年 月 日 第 号			
建設資材廃棄物の引渡し（搬入）を完了した年月日		年 月 日			
添 付 書 類		☐ ①マニフェスト（Ｂ２票）を複写した書面 ☐ ②電子マニフェストによる運搬終了に係る通知を印刷した書面 ☐ ③運搬の際に運搬車に備え付けた書面の写し（自己運搬の場合）			
引渡し（搬入）をした建設資材廃棄物の種類		運搬を行った者の氏名又は名称		[許可番号]	
		処分業者	氏名又は名称	[許可番号]	
			処分を行う事業場の所在地		
		引渡し（搬入）をした量		(t ・ m ³)	
		運搬を行った者の氏名又は名称		[許可番号]	
		処分業者	氏名又は名称	[許可番号]	
			処分を行う事業場の所在地		
		引渡し（搬入）をした量		(t ・ m ³)	

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(裏 面)

引渡し(搬入)をした建設資材廃棄物の種類		運搬を行った者の氏名 又は名称	[許可番号]
	処分 業者	氏名又は名称	[許可番号]
		処分を行う事業 場の所在地	
		引渡し(搬入)をした量	(t ・ m ³)
		運搬を行った者の氏名 又は名称	[許可番号]
	処分 業者	氏名又は名称	[許可番号]
		処分を行う事業 場の所在地	
		引渡し(搬入)をした量	(t ・ m ³)
		運搬を行った者の氏名 又は名称	[許可番号]
	処分 業者	氏名又は名称	[許可番号]
		処分を行う事業 場の所在地	
		引渡し(搬入)をした量	(t ・ m ³)
		運搬を行った者の氏名 又は名称	[許可番号]
	処分 業者	氏名又は名称	[許可番号]
		処分を行う事業 場の所在地	
		引渡し(搬入)をした量	(t ・ m ³)
		運搬を行った者の氏名 又は名称	[許可番号]
	処分 業者	氏名又は名称	[許可番号]
		処分を行う事業 場の所在地	
		引渡し(搬入)をした量	(t ・ m ³)